

あさひかわエコショップ等認定・登録制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、2R（Reduce：ごみの発生抑制，Reuse：再使用）等（以下「2R等」という。）に積極的に取り組む店舗等を、「あさひかわエコショップ」として認定するとともに、食品ロスの削減に積極的に取り組む店舗等を「あさひかわ食品ロス削減協力店」として登録し、これらの認定及び登録を受けた店舗等（以下「エコショップ等」という。）の活動を広く市民に周知することにより、利用の推奨並びに2R等及び食品ロス削減の意識の醸成を図ることを目的とする。

（認定及び登録の区分）

第1条の2 エコショップ等の認定及び登録の区分は、次のとおりとする。

- (1) あさひかわエコショップ
- (2) あさひかわ食品ロス削減協力店

（認定及び登録の対象）

第2条 エコショップ等の認定及び登録を受けることができる店舗等は、旭川市内に店舗を有するスーパー、専門店、一般小売店、飲食店、宿泊施設及び商店街とする。

（あさひかわエコショップの認定の要件）

第3条 あさひかわエコショップ（以下「エコショップ」という。）の認定の要件は、別表1に掲げるあさひかわエコショップ認定要件（以下「認定要件」という。）の取組項目のうち、3項目以上を満たすこととする。また、認定に当たっては、取組項目数に応じてランク分けを行い、認定ランクは1つ星、2つ星、3つ星の3段階とする。

（あさひかわ食品ロス削減協力店の登録の要件）

第3条の2 あさひかわ食品ロス削減協力店（以下「食品ロス削減協力店」という。）の登録の要件は、別表2に掲げるあさひかわ食品ロス削減協力店登録要件（以下「登録要件」という。）の登録区分の業種ごとに定めた取組項目のうち、1項目以上を満たすこととする。

（認定及び登録の申請）

第4条 エコショップの認定を受けようとする者は、あさひかわエコショップ認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に第3条に掲げる認定要件の取組状況を記載した書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 食品ロス削減協力店の登録を受けようとする者は、あさひかわ食品ロス削減協力店登録申請書（様式第2号。以下「登録申請書」という。）に第3条の2に掲げる登録要件の取組状況を記載した書類を添付して提出又は旭川市電子申請システムのあさひかわ食品ロス削減協力店登録申請により市長に申請しなければならない。

（認定及び登録の審査等）

第4条の2 市長は、前条第1項の規定により認定申請書の提出があったときは、当該申請書の内容の審査を行い、エコショップとして認定した場合は、あさひかわエコショップ認定書（様式第3号。以下「認定書」という。）及び認定を証するステッカー（以下「認定ステッカ

一」という。)を交付する。

- 2 市長は、前条第2項の規定により登録申請書の提出があったときは、当該申請書の内容の審査を行い、食品ロス削減協力店として登録した場合は、あさひかわ食品ロス削減協力店登録書(様式第4号。以下「登録書」という。)及び登録を証するステッカー(以下「登録ステッカー」という。)等を交付する。

(認定申請内容の変更の届出)

第5条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、第4条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかにあさひかわエコショップ認定変更届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出により、取組内容に変更があった場合は、前条第1項の規定を準用し、内容の審査等を実施する。

(登録申請内容の変更の届出)

第5条の2 第4条の2第2項の登録書の交付を受けた者(以下「登録事業者」という。)は、第4条第2項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかにあさひかわ食品ロス削減協力店登録変更届出書(様式第6号)の提出又は旭川市電子申請システムのあさひかわ食品ロス削減協力店登録変更届出により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出により、取組内容に変更があった場合は、第4条の2第2項の規定を準用し、内容の審査等を実施する。

(調査)

第6条 市長は、第4条の2第1項の規定により認定を受けた店舗等(以下「認定店」という。)における2R等の取組状況及び同条第2項の規定により登録を受けた店舗等(以下「登録店」という。)における食品ロス削減の取組状況を把握するための調査を行うことができる。

(協力事項)

第7条 認定店及び登録店は、認定要件及び登録要件となった取組項目について積極的に取り組むとともに、次の各号に掲げる事項を実施し、利用者に対して、2R及び食品ロス削減等の推進役を努めるものとする。

- (1) 認定ステッカー及び登録ステッカー等の掲示
- (2) その他必要な事項に対する協力

- 2 認定店は、2R等に関する取組内容について、あさひかわエコショップ活動報告書(様式第7号)を市長に年1回提出しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する認定要件に該当しないと認められるとき。
- (2) 認定の取消しの申出があったとき。
- (3) 廃業が確認されたとき。
- (4) その他認定店として適当でないと認められたとき。

- 2 市長は、前項の規定によりエコショップの認定を取り消したときは、あさひかわエコシヨ

ップ認定取消通知書（様式第8号）により当該店舗等の認定事業者に通知する。

- 3 前項の認定取消通知書を受けた店舗等の認定事業者は、速やかに認定書及び認定ステッカーを市長に返還しなければならない。

（登録の取消し）

第8条の2 市長は、登録店が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条の2に規定する登録要件に該当しないと認められるとき。
- (2) 登録の取消しの申出があったとき。
- (3) 廃業が確認されたとき。
- (4) その他登録店として適当でないと認められたとき。

2 市長は、前項の規定により食品ロス削減協力店の登録を取り消したときは、あさひかわ食品ロス削減協力店登録取消通知書（様式第9号）により当該店舗等の登録事業者に通知する。

- 3 前項の登録取消通知書を受けた店舗等の登録事業者は、速やかに登録書及び登録ステッカーを市長に返還しなければならない。

（ロゴマークの使用）

第9条 認定店及び登録店は、エコショップ及び食品ロス削減協力店を広く周知するため、交付された認定ステッカー及び登録ステッカーのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用して、広告等を行うことができる。ただし、販売する商品に付してはならない。

- 2 第8条第2項の認定取消通知書及び前条第2項の登録取消通知書を受けた店舗等は、ロゴマークの使用を禁止する。

（市の責務）

第10条 市長は、エコショップ等が広く市民に周知されるよう各種の媒体による広報活動に努めるものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 旭川市環境にやさしい店登録制度実施要綱及び旭川市エコ商店街認定制度実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

別表 1

あさひかわエコショップ認定要件

要綱第 3 条に規定するあさひかわエコショップの認定要件は、次のとおりとする。

また、次の項目のうち、該当項目が 3 項目以上 5 項目以下を 1 つ星（☆）， 6 項目以上 9 項目以下を 2 つ星（☆☆）， 10 項目以上を 3 つ星（☆☆☆）とする。

分 類	No.	取 組 項 目
リデュース (発生抑制)	1	詰替え商品の積極的な販売を行っている。 ※ ただ販売しているのではなく、販売コーナー設置・ポスター掲示等を行っている。
	2	商品のバラ売り，量り売りを行っている。
	3	商品の販売時に容器包装の削減に取り組んでいる。 (贈答品の簡易包装等)
	4	食品ロスや商品廃棄の削減に取り組んでいる。 ※ 期限が迫った商品や規格外品の見切り（値引き）販売や「てまえどり」の推奨，フードバンクや施設等への寄付などの取組を行っている。 取組内容 ()
	5	マイバッグ・マイバスケット等の販売を行っている。
リユース (再使用)	6	販売した商品の修理サービスを行っている。
	7	マイボトル，マイカップ等の持参者に特典を設けている。
	8	リターナブルびんの店頭回収を行っている。
	9	中古品の引取（買取含む）を行っている。
リサイクル (再生利用)	10	広告用チラシ，コピー用紙等（事務用）に再生紙を使用している。
	11	紙パック，空き缶，食品トレーのいずれかの店頭回収を行っている。
	12	その他独自品目の店頭回収を行っている。 品目 ()
その他	13	エコマーク商品等の環境に配慮した商品の積極的な販売を行っている。
	14	店内照明，事務機器等の省エネに取り組んでいる。
	15	独自のごみ減量化，資源化の取組を行っている。 取組内容 ()

別表 2

あさひかわ食品ロス削減協力店登録要件

要綱第 3 条の 2 に規定するあさひかわ食品ロス削減協力店の認定要件は、登録区分の業種ごとに定めた次の取組項目のうち、1 項目以上を満たすこととする。

登録区分	No.	取 組 項 目
飲食店・ 宿泊施設 等	A-1	小盛りメニューの設定や、利用者の要望に応じた提供分量の調節を行っている
	A-2	宴会や注文受付の際に、食べきりの協力の呼びかけを行っている。
	A-3	持ち帰り希望者へ食品衛生に留意した上で対応している。
	A-4	掲示物等で食品ロス削減のため周知啓発を行っている。
	A-5	完食の利用者への割引やサービス券の配布など、食べきり特典を設けている。
	A-6	上記のほか、食品ロス削減のための取組を行っている。 取組内容 ()
飲食料品 小売店等	B-1	ばら売り・少量パック・はかり売りなど食料品の少量ロットの販売を行っている。
	B-2	掲示物等で食品ロス削減のため周知啓発を行っている。
	B-3	期限が迫った商品の見切り(値引き)販売を行っている。
	B-4	「1/3 ルール」等、商慣習の見直しによる販売期間の延長を行っている。
	B-5	フードバンク・こども食堂などへ食料品の寄付を行っている。
	B-6	上記のほか、食品ロス削減のための取組を行っている。 取組内容 ()

(様式第1号)

年 月 日

あさひかわエコショップ認定申請書

(宛先) 旭川市長

住所(所在地) _____

名称 _____

代表者氏名 _____

あさひかわエコショップ等認定・登録制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおりあさひかわエコショップの認定を申請します。

店 舗 名	※店舗が複数ある場合は、別紙添付可。		
認定を受ける 店舗の所在地	〒 ー 旭川市 ※店舗が複数ある場合は、別紙添付可。		
担 当 者 名			
電 話		F A X	
E - m a i l			
ホームページ ア ド レ ス ※旭川市ホームページから 貴店舗ホームページにリン クされます。	URL : http:// ※リンクを承諾する場合は、ホームページアドレスを記入してください。		
取組内容 添付書類のとおり ※「2R(ごみの発生抑制, 再使用)等」の取組内容について、あさひかわエコショップ認定要件調査書 に記入し、提出してください。			

(様式第2号)

年 月 日

あさひかわ食品ロス削減協力店登録申請書

(宛先) 旭川市長

住所(所在地) _____

名称 _____

代表者氏名 _____

あさひかわエコショップ等認定・登録制度実施要綱第4条第2項の規定により、次のとおりあさひかわ食品ロス削減協力店の登録を申請します。

店 舗 名	※店舗が複数ある場合は、別紙添付可。		
登録を受ける 店舗の所在地	〒 ー 旭川市 ※店舗が複数ある場合は、別紙添付可。		
担 当 者 名			
電 話		F A X	
E - m a i l			
ホームページ アドレス	URL : http:// ※旭川市ホームページから貴店舗ホームページにリンクされます。 ※リンクを承諾する場合は、ホームページアドレスを記入してください。		
申請する店舗の 登録区分	飲食店・宿泊施設等 飲食料品小売店等 ※いずれかを○で囲んでください。		
取組内容 添付書類のとおり	※「食品ロス削減」の取組内容について、あさひかわ食品ロス削減協力店登録要件調査書に記入し、提出してください。		
備考			

(様式第3号)

年 月 日

あさひかわエコショップ認定書

様

旭川市長

年 月 日付けで申請のあったあさひかわエコショップの認定について、あさひかわエコショップ等認定・登録制度実施要綱第4条の2第1項の規定により、次のとおり認定します。

1 認定番号

2 認定ランク

3 認定店舗名等
店舗名

店舗の所在地

4 その他

(様式第4号)

年 月 日

あさひかわ食品ロス削減協力店登録書

様

旭川市長

年 月 日付で申請のあったあさひかわ食品ロス削減協力店の登録について、あさひかわエコショップ等認定・登録制度実施要綱第4条の2第2項の規定により、次のとおり登録します。

1 登録番号

2 登録区分

3 登録店舗名等
店舗名

店舗の所在地

4 その他

(様式第 5 号)

認定番号

年 月 日

あさひかわエコショップ認定変更届出書

(宛先) 旭川市長

住所 (所在地) _____

名称 _____

代表者氏名 _____

あさひかわエコショップの認定の申請内容を変更したので、あさひかわエコショップ等認定・登録制度実施要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 認定番号

2 認定店舗名等
店舗名

店舗の所在地

3 変更の内容

※取組内容の変更の場合は、あさひかわエコショップ認定要件調査書に記入し、添付してください。

(様式第 6 号)

登録番号

年 月 日

あさひかわ食品ロス削減協力店登録変更届出書

(宛先) 旭川市長

住所 (所在地) _____

名称 _____

代表者氏名 _____

あさひかわ食品ロス削減協力店の登録の申請内容を変更したので、あさひかわエコショップ等認定・登録制度実施要綱第 5 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録番号

2 登録店舗名等
店舗名

店舗の所在地

3 変更の内容

※取組内容の変更の場合は、あさひかわ食品ロス削減協力店登録要件調査書に記入し、添付してください。

(様式第7号)

認定番号

年 月 日

あさひかわエコショップ活動報告書

(宛先) 旭川市長

住所(所在地) _____

名称 _____

代表者氏名 _____

あさひかわエコショップ等認定・登録制度実施要綱第7条第2項の規定により、あさひかわエコショップの取組内容について、次のとおり報告します。

取組内容

別添書類のとおり

※ 2R等に関する取組の実施状況を記載した書類を添付願います。

(様式第8号)

年 月 日

あさひかわエコショップ認定取消通知書

様

旭川市長

年 月 日付け認定番号 のあさひかわエコショップ認定について、あさひかわエコショップ等認定・登録制度実施要綱第8条第1項の規定により取り消します。

認定取消の理由

(様式第9号)

年 月 日

あさひかわ食品ロス削減協力店登録取消通知書

様

旭川市長

年 月 日付け登録番号 のあさひかわ食品ロス削減協力店登録について、あさひかわエコショップ等認定・登録制度実施要綱第8条の2第1項の規定により取り消します。

登録取消の理由

あさひかわエコショップ認定要件調査書

★太枠内のみ記入してください。

店舗名	
-----	--

★該当する場合は、チェック項目に「レ」を記入してください。

また、No.4, 11, 12, 15 の項目に該当する場合は、○印又は直接カッコ内にも記入してください。

分類	No.	取組項目	チェック
リデュース (発生抑制)	1	詰め替え商品の積極的な販売を行っている。 ※ ただ販売しているのではなく、販売コーナー設置・ポスター掲示等を行っている。	
	2	商品のバラ売り，量り売りを行っている。	
	3	商品の販売時に容器包装の削減に取り組んでいる。 (贈答品の簡易包装等)	
	4	食品ロスや商品廃棄の削減に取り組んでいる。 ※ 期限が迫った商品や規格外品の見切り（値引き）販売や「てまえどり」の推奨，フードバンクや施設等への寄付などの取組を行っている。 取組内容（ ）	
	5	マイバッグ・マイバスケット等の販売を行っている。	
リユース (再使用)	6	販売した商品の修理サービスを行っている。	
	7	マイボトル，マイカップ等の持参者に特典を設けている。	
	8	リターナブルびんの店頭回収を行っている。	
	9	中古品の引取（買取含む）を行っている。	
リサイクル (再生利用)	10	広告用チラシ，コピー用紙等（事務用）に再生紙を使用している。	
	11	紙パック，空き缶，食品トレーのいずれかの店頭回収を行っている。 ※ 回収している品目に○印をつけてください。	
	12	その他独自品目の店頭回収を行っている。 品目（ ）	
その他	13	エコマーク商品等の環境に配慮した商品の積極的な販売を行っている。	
	14	店内照明，事務機器等の省エネに取り組んでいる。	
	15	独自のごみ減量化，資源化の取組を行っている。 取組内容（ ）	

☆複数店舗がある場合は、店舗ごとに記入してください。

☆申請内容に基づき、取組内容の審査を行います。

☆取組項目数に応じて1つ星（3～5項目）、2つ星（6～9項目）、3つ星（10項目以上）となります。

※以下の欄には、記入しないでください。

評価	
認定ランク	

あさひかわ食品ロス削減協力店登録要件調査書

★太枠内のみ記入してください。

店舗名	
-----	--

★申請等を行う登録区分の取組項目について、該当する場合は、チェック項目に「レ」を記入してください。

また、No.A-6, B-6 の項目に該当する場合は、直接カッコ内にも記入してください。

登録区分	No.	取組項目	チェック
飲食店・ 宿泊施設 等	A-1	小盛りメニューの設定や、利用者の要望に応じた提供分量の調節を行っている。	
	A-2	宴会や注文受付の際に、食べきりの協力の呼びかけを行っている。	
	A-3	持ち帰り希望者へ食品衛生に留意した上で対応している。	
	A-4	掲示物等で食品ロス削減のため周知啓発を行っている。	
	A-5	完食の利用者への割引やサービス券の配布など、食べきり特典を設けている。	
	A-6	上記のほか、食品ロス削減のための取組を行っている。 取組内容 ()	
飲食料品 小売店等	B-1	ばら売り・少量パック・はかり売りなど食料品の少量ロットの販売を行っている。	
	B-2	掲示物等で食品ロス削減のため周知啓発を行っている。	
	B-3	期限が迫った商品の見切り(値引き)販売を行っている。	
	B-4	「1/3ルール」等、商慣習の見直しによる販売期間の延長を行っている。	
	B-5	フードバンク・こども食堂などへ食料品の寄付を行っている。	
	B-6	上記のほか、食品ロス削減のため取組を行っている。 取組内容 ()	

☆複数店舗がある場合は、店舗ごとに記入してください。

☆申請内容に基づき、取組内容の審査を行います。

※以下の欄には、記入しないでください。

該当項目数	項目
登録可否	登録可 ・ 登録不可